

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕 司

まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について(依頼)

(略)

都立学校においては、対象区域にかかわらず、下記のとおり、学校や家庭での感染症対策を一層徹底してください。部活動や校内での飲食等による感染事例が見られていることから、マスクの着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅、不要不急の外出・移動自粛など、児童・生徒等への感染症対策の指導を徹底するとともに、保護者の皆様への周知をお願いします。

(略)

1 児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 時差通学について

- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を継続する。

(3) 学習活動について

- 現在の感染状況を鑑み、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

(4) 部活動について

- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合には、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。
- 大会等参加中は、保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 定期演奏会等開催のための準備に卒業生や保護者は参加させず、また、開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信としたり、保護者の

みの参観としたりするなどの工夫を行う。

- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
 - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は**昼食時間を避けて行う**など、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、**部活動終了後は速やかに帰宅**する。

(5) 学校行事について

- 都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、**GoToトラベルが再開するまでの間**、延期又は中止とする。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

(6) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
(**黙食の徹底**)
- 児童・生徒等が**対面して喫食する形態を避け**、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(7) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は**速やかに帰宅**する。生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要不急の外出・移動は避ける。
- 旅行はしない。
- 不要なアルバイトは控える。

2 家庭における感染症対策の依頼 (家庭に持ち込まない行動をお願いする)

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出・移動自粛。都県境を越える外出はしない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット (マスクの着用)
- 毎朝検温、健康観察 (家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

(略)

5 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- (略)

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

【その他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (教育庁総務部総務課内)